

論点に対する回答（農林水産省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	農林水産省
論点	<p>全体として及び漁業法</p> <p>① 本年3月に改定された基本計画では、「農林水産大臣権限等の国にかかる手続や地方公共団体にかかる事務について、内閣官房IT総合戦略室と相談しながら、オンライン申請を始めとした電子化の検討を行う」とされているが、オンライン申請につき予定されているのか。6月末までに策定することとされている御省の「デジタル・ガバメント中長期計画」においては（農水省全体として及び漁業法について）どのような取組を予定しているのか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>○ 「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」において行政手続等のオンライン化については、政府の方針等を踏まえ、行政手続等の現状を把握した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年度から共通的な申請システムを構築するための検討を進める ・ 2019年度は実証結果を踏まえ、システムの仕様の検討等を行う ・ 2020年以降、共通的な申請システムの整備やオンライン化対象手続の拡大を検討する <p>としている。</p> <p>○ 漁業法における行政手続のオンライン化についても、こうした取組の中で検討することとしている。</p>	

(参考)

農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画（抜粋）

(3) 個別サービス改革

ア 行政手続等のオンライン化

(ア) 現状と課題 (As Is)

行政手続のオンライン化の状況は、オンラインで実施中の行政手続のうち、実際にオンラインを利用した割合は高いものの、総手続数に占めるオンラインで実施した行政手続の割合は低くなっている。

また、紙媒体での行政手続が多く、データがデジタル化されていないことから、省内でのデータ利活用が進んでいない。

(イ) 実現したい状態 (To Be)

申請者がいつでも容易に行政手続等をオンラインで申請できるようにし、ワンストップ、ワンスオンリーなど申請者の利便性の向上を図るとともに、申請等に係る情報をデジタル化することにより、農業経営や農林水産行政におけるデータ連携を含むデータの利活用を推進する。このための共通的な申請システムの構築を検討する。

(ウ) 具体的な取組 (To Do)

行政手続等のオンライン化については、「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン（仮称）」等の政府の方針を踏まえ、行政手続等の現状を把握した上で、2018年度から共通的な申請システムを構築するための検討を進める。

2019年度は、以下の実証結果を踏まえ、システムの仕様の検討を行うなど、2020年度以降共通的な申請システムの整備やオンライン化対象手続の拡大を検討する。

- a 認定農業者制度に係る申請手続のオンライン化について、2018年度から一部地域で実証を開始し、実証結果を踏まえ、2019年度以降全国展開を図る。
- b 国が直接交付する経営所得安定対策の交付金申請のオンライン化について、2018年度からオンライン化の検討、2019年度から実証を行い、2020年度からオンライン申請の試行等を行う。
- c 都道府県や市町村を經由する間接補助の補助金・交付金についても、2019年度から実証を開始するなど、電子申請の実現に向けた検討を進める。

また、必要な添付資料が紙である手続については、順次デジタル化を推進し、そのうちデータ連携が有効なデータについては、農業データ連携基盤等の情報連携プラットフォームを活用したデータ連携を行うなど、それらのデータを駆使し、統計作成や証拠に基づく政策立案（EBPM）にも活用する

KPI：オンライン化率（2022年度：100%）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	農林水産省
論点	<p>漁業法</p> <p>② 本年3月に改定された基本計画では、「都道府県に対して、漁業法に基づく漁業権の免許及び漁業許可に関し、どのような添付書類を求めているのか調査依頼し、必要に応じ見直しを求めた」とされているが、調査結果の概要、都道府県に対して求めた見直し内容及び都道府県の対応状況についてお伺いしたい。書類の簡素化は進んでいるか。</p>
<p>【回答】</p> <p>○ 平成30年3月29日付けで「行政手続コスト」削減に向けた取組について」として各県に通知し、漁業の免許申請及び知事許可漁業の申請事務に関する添付書類の調査を行った。</p> <p>○ 調査の結果は別紙のとおりであるが、多くの県で徴求している添付書類の一例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許の適格性を証する調書等（漁業法に基づく免許の適格性や免許の優先順位の要件等を確認するため） ・ 総会の議事録の抄本（水産業協同組合法に基づく免許の設定に関する議決を行っているか確認するため） ・ 船舶使用契約書（漁業許可で使用する漁船が傭船の場合、許可申請者が船舶の使用者であるかを確認するため） <p>などがあった。</p> <p>○ また、電子申請の対応状況については、現在電子申請や電子メールによる申請に対応している県はなかったものの、電子申請について検討中又は今後検討を行う県は5県あった。</p> <p>○ 本調査に併せて「行政手続コスト」削減等の観点から、添付資料について必要性を勘案の上、必要に応じ省略等の見直しを要請したところである。</p> <p>○ 本年度の取組として、水産庁においては、</p> <p>① 調査結果を分析し、既に都道府県が保有している情報に係る書類について添付省略の可能性の検討</p>	

② 調査結果を都道府県にフィードバックするとともに、水産庁での検討結果を踏まえ都道府県に対し書類の削減の要請

③ フィードバックされた調査結果を踏まえ、各都道府県において、他県で徴求されていない書類が自県で必要かどうかの検証等を行うことの要請

など、都道府県に対して書類の簡素化が図られるよう情報提供を始め必要な支援を実施してまいりたい。

(参考)

水産庁漁業調整課

漁業権免許・知事許可申請に際しての必要書類調べ（結果概要）

I 漁業権の免許（対象は47都道府県）

（1）免許申請時の添付書類の一例

（多くの県で徴求している添付書類）

- ・免許の適格性を証する調書等…………… 47 県
（免許の適格性や優先順位の要件（例、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯の数が2/3以上、組合員のうち地元漁民である者の世帯数が7割以上等）を満たすことを証する書類）
- ・総会、総会の部会又は総代会の議事録の抄本…………… 47 県
- ・共同申請する場合にあっては共同申請理由書、共同経営に関する契約書（議決権、出資額、持分、代表者の権限の範囲等）…………… 44 県
- ・漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意…………… 39 県
- ・登記事項証明書…………… 38 県

（徴求している県が少ない添付書類）

- ・印鑑証明書…………… 8 県
- ・共同漁業権者の同意書…………… 7 県

（2）申請の方法と今後の方向性

（現状）

- ・申請書をHPからダウンロード、郵送又は持参により提出…………… 20 県

（今後）

- ・電子申請について検討中・今後検討…………… 4 県

II 漁業の許可（対象は40都道府県）

（1）許可申請時の添付書類の一例

（多くの県で徴求している添付書類）

- ・現許可証・起業の認可指令書…………… 35 県
- ・代表者選定届…………… 35 県
- ・船舶使用契約書等…………… 33 県
- ・印鑑証明書…………… 25 県

（徴求している県が少ない添付書類）

- ・漁船登録謄本…………… 18 県
- ・財務諸表…………… 4 県
- ・漁船設備明細書…………… 3 県

（2）申請の方法と今後の方向性

（現状）

- ・申請書をHPからダウンロード、郵送又は持参により提出…………… 21 県

（今後）

- ・電子申請について検討中・今後検討…………… 5 県